

吉野川市企画提案型有料広告募集要項

第1 目的

民間企業等の発想やアイデアにより、市が保有する財産等（施設、印刷物、物品など）を広告媒体として活用し、更なる自主財源の確保と支出の削減、市民サービスの向上を図ることを目的として、新たな有料広告の企画提案を募集します。

第2 募集する企画提案

提案者自らが広告主又は広告代理店となって広告を掲載する提案を募集します。

募集する企画提案は、本市において未実施の広告事業及び現在の広告事業に新たな提案を加えるものを対象とします。ただし、広告の内容は吉野川市有料広告掲載取扱要綱第4条に該当しないものとします。

なお、ネーミングライツ（施設等命名権）は対象外とします。

第3 提案者の資格

提案者は、提案内容を自ら広告主又は広告代理店となって実施する個人、法人及びその他団体とします。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び吉野川市有料広告掲載取扱要綱第4条の2に該当する者は提案者になることができません。

第4 提案の対象施設等

原則、市が保有する全ての財産等（施設、印刷物、物品など）とします。

※提案後の審査において、広告事業に馴染まないと市が判断した場合、提案を断る場合があります。

第5 広告掲載料

【年額】 120,000 円以上（税込み）

【月額】 10,000 円以上（税込み）

※物品等を現物で提供し、上記金額以上の市の支出削減効果が見込める提案の場合は、広告掲載料は納付しなくてもかまいません。

第6 広告の掲載期間

最長3年（月単位も可）

※企画提案の内容や広告媒体の性質等を踏まえて提案者と協議し、期間を決定します。

第7 募集期間

随時受け付けます。

第8 事前協議

企画提案をより実現性の高いものとするため、吉野川市有料広告企画提案事前協議申出書（様式第1号）により、市長公室広報広聴係と事前協議を行ってください。

この段階で、明らかに実現性が低いと判断されるときは、再検討をお願いする場合があります。

第9 提出書類及び提出方法

1 提出書類

- (1) 吉野川市有料広告企画提案書（様式第2号）
- (2) 誓約書兼承諾書
- (3) その他必要書類

（注1）提案書類は返却しません。

（注2）提出書類（複製した書類を含む）は、企画提案の審査以外の目的には使用しません。

（注3）提出書類の変更は原則できません。ただし、市が修正等を求めた場合は除きます。

2 提出先

〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島 115 番地 1
吉野川市 総務部 市長公室 広報広聴係
電話：0883-22-2203

3 提出部数 1部

第10 企画提案に当たっての留意事項

- 1 企画提案は、市の事務又は事業の実施に支障を及ぼさず、かつ市が保有する財産等の用途又は目的を妨げないものとします。
- 2 企画提案に当たっては、吉野川市有料広告掲載取扱要綱、吉野川市企画提案型有料広告事業実施要綱をはじめ、関係法令等（徳島県屋外広告物条例等）を遵守してください。
- 3 市が発注する工事や業務の請負、受託等を意図するものではなく、広告掲載を目的としたものに限りします。
- 4 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担となります。
- 5 次のいずれかに該当する場合は、失格となります。

- (1) 提案者が、提案書の提出日以降に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び吉野川市有料広告掲載取扱要綱第4条の2の要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
 - (3) 提出書類に不備又は不足があり、追加提出等の求めに応じなかったとき。
 - (4) この要項に記載する事項に違反したとき、又は企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があったとき。
- 6 企画提案に当たって、特許権や実用新案権、その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に対して損害を与えたときは、その一切の責任は提案者が負うものとします。
- 7 指定管理者制度導入施設に係る企画提案の場合は、指定管理者の了解を得られなければ、再検討をお願いする場合があります。
- 8 企画提案に当たって知り得た情報は、目的外に使用し又は第三者に開示、漏洩してはなりません。

第11 企画提案の審査・決定

企画提案の審査は、吉野川市広告審査会において行い、審査結果は、提案者に文書で通知します。

なお、審査結果に対する問い合わせ、異議には応じません。

第12 採択された有料広告事業の実施に係る留意事項

- 1 有料広告事業の実施に当たっては、広告媒体の所管部署と事前協議を行った後、契約を締結します。

また、契約時には、必要に応じて市が事業者と協議の上、提案内容の一部を変更することができることとします。

- 2 有料広告事業の実施時期は、広告媒体の在庫や維持管理契約の状況等によって翌年度以降になる場合があります。
- 3 広告掲載内容については、一切の責任を事業者及び広告主が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負いません。

また、広告掲載内容に対して市が奨励等を行うものではありません。

- 4 契約期間中であっても、次に該当するときは契約を解除する場合があります。この場合、解除によって生じた損害は、市はその賠償の責めを負いません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び吉野川市有料広告掲載取扱要綱第4条の2の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 事業者又はその代理人等に法令違反等重大な社会的信用失墜行為があったとき。
- (3) 事業の継続が困難であると認められる相当の理由があるとき。

- (4) その他広告媒体の管理上特に必要があると認められるとき。
- 5 広告掲載に当たっては、設置場所や施工方法等について市・関係機関と協議の上、指示に従って実施してください。

第13 次回以降の事業者の選定

採択となった有料広告事業の提案者は、初回の事業者になります。

採択となった有料広告事業を、その契約期間満了後に市が継続して実施する場合は、市が改めて公募で選定した事業者が実施することとなります。

(注) 当企画提案型有料広告事業では、企画提案によって初回事業を実施するもので、次回以降の事業実施に当たっては、初回の事業者が実施できるとは限りません。

第14 広告掲載料の納付・費用負担

- 1 広告掲載料は、市が指定する期日までに納付していただきます。広告の掲載は、原則、広告掲載料の納付確認後とします。
- 2 広告媒体によっては、行政財産目的外使用料や屋外広告物申請手数料、光熱水費等の費用が別途必要な場合があります。
- 3 事業の実施から契約期間満了後の原状回復までの一切の費用は、原則として事業者の負担とします。

第15 実施中の有料広告事業（参考）

現在、本市で行っている有料広告事業は次のとおりです。

【有料広告事業】

- ・広報よしのがわ
- ・ホームページバナー広告
- ・ごみ指定袋
- ・公用車
- ・市税納付書封入用封筒

第16 問い合わせ先

〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島 115 番地 1

吉野川市 総務部 市長公室 広報広聴係

電話：0883-22-2203 FAX：0883-22-2244

E-mail：m-koushitsu@yoshinogawa.i-tokushima.jp